

パート・アルバイトの労働条件通知書

Q この度、有期契約のパート・アルバイトを雇用することになりました。労働条件通知書の記載事項について教えてください。

A 労働基準法では、非正規雇用労働者に対しても正規雇用労働者と同様に労働条件を明示することが義務付けられています。下記の事項について、書面を交付し、明示することが求められています。

〈記載内容等〉

- ① 契約期間
- ② 有期労働契約を更新する場合の基準
- ③ 就業場所と業務内容
- ④ 始業・終業の時刻や所定労働時間の有無、休憩時間、休日、休暇
- ⑤ 賃金の決定、計算、支払の方法
- ⑥ 賃金の締切、支払時期
- ⑦ 退職に関する事項 など

～労働条件明示ルール改正について～

本年4月の労働条件明示ルール改正で、②は有期労働契約締結と更新のタイミングごとに「契約更新上限の有無と内容」、無期転換申込権が発生する更新のタイミングごとに「無期転換申込機会・無期転換後の労働条件」、③は労働契約締結と有期労働契約更新のタイミングごとに「就業場所と業務内容についての変更の範囲」を明示することが追加されました。

また、パートタイム・有期雇用労働法では、上記に加えて、①昇給の有無、②退職手当の有無、③賞与の有無、④相談窓口の明示が義務付けられています。

労働者の待遇に関する説明義務が強化され、業務内容やその責任が同一である正規雇用労働者と非正規雇用労働者に対しての不合理的待遇格差が禁止されるようになり、雇い入れ時や労働契約の更新時、労働者の求めがあった場合は労働条件の明示と説明が義務となりました。

事業所においては、現在の労働条件に関する各事項を確認、整備し、労働条件通知書等を作成することで、労働者が安心して働ける職場・環境作りを目指しましょう。